すざか 農業委員会だより

第60号

発行編集
須坂市農業委員会
〒382-8511
須坂市大字須坂1528-1

収穫後の「おもち」が楽しみ
遊休農地で田植え作業

5月22日に井上地域づくり推進委員会、井上地域公民館、井上ブロック農業委員で、遊休農地を活用し、食の教育や地域の人々との交流を目的に、井上小学校5年生の55名が田植え作業を行ないました。

＝写真
ほとんどの児童が田植え作業は初めての体験であり、緊張していましたが、楽しく植えることができました。

（児童の感想）

○まだまだ、米づくりの最初の段階です。次どんな事をするのかな。とても楽しかった。

○初めてだったので、少し緊張しました。最初はうまく植えられなかったけど、なれてきたら、かんたんに植えられるようになった。

○手で植えるので、ぞんぶんに泥の感触を味わえてよかった。

○最初はうまく入れなかったけれど、入れるようになった。また田植えをやりたい。

○今日は楽しかった。しゅうかく後のおもちがとても楽しみです。

○おいしいお米が食べられるよう、お願いをして植えました。

○「おいしいお米になりますように」とお願いしました。

○田んぼの中に入ったとき、いがいと深かったのでびっくりしました。

○田植えはとても楽しかったし、気持ちよかったので、もう少しやりたかった。

○はじめはちょっとしか手を入れられませんでした。でもすぐになれてできるようになりました。

主な内容

○収穫後の「おもち」が楽しみ
○「農家に嫁いで」家族みんなでゆとりある経営と生活を
○笑顔で野菜作り
○農業の活性化は農商工観連携が基本（市長との懇談会開催）
○耕作放棄地解消に向けスタート
○老後の備えは農業者年金で安心
○農業振興に伴う補助金を紹介します
○農地転用には許可が必要です
○姉妹都市（三浦市）で農産物を販売
○農業委員会委員選挙人名簿登載申請について

農家に嫁いで

家族みんなで ゆとりある経営と生活を

沼目町　大澤好美

農家に嫁ぎ、あっという間の16年間が過ぎようとしています。実家が兼業農家のため、小さい頃から両親の働く姿を見て育ったせいか農業についての抵抗はありませんでした。嫁ぐ前は、会社勤めをして楽しい毎日を送っていましたが、お勤めは時間に縛られるし、何よりも他人に気遣うことが大変です。私には、自然の中でのリンゴやブドウ作りが、性にあっているのかなと、最近思うようになりました。我家には、高校生の長男を頭に3人の子どもがいます。皆、畑の手伝いも良くしてくれます。子ども達には、畑で働く家族の姿を見ながら育ってほしい。農業は、人を育ててくれる産業だと思っています。

我家は、サクランボ、巨峰、リンゴの生産直売もしています。自分たちで自信を持って作った農産物を、自分価格で売ることは大変です。でもその分、お客様からの喜びの声も直接いただき、作業の励みになっています。10年以上お付き合いのある方の中には、3人の子ども達を孫のようにかわいがってくださる方もいらっしゃり、毎年感動することが沢山あります。

今後は、計画的、効率的な仕事をすることで、休日を設け、ゆとりある経営と生活を家族皆で実現して行きたいと思っています。

農業の活性化は農商工観連携が基本

市長との懇談会を開催

6月30日農業委員と市長との懇談会が総会・定例協議会終了後、議会第4委員会室で開催されました。＝写真

委員からは、農業の活性化、陸砂利の監視強化、農産物直売所、農業サポートセンター、耕作放棄地対策、鳥獣害対策など、活発な意見が出されました。三木正夫市長からは「農業の活性化は、産業政策、農商工観連携が基本であり、農家の利益をあげ、儲かる農業でないといけない。須高地区で作っている良い農産物を高く売っていくなど総合的な取組が必要であり、中長期的な戦略を考えていかなければならない。良い情報があれば教えていただきたい」と話がありました。暑い日ではありましたが、大変有意義な懇談会となりました。

笑顔で野菜作り

園児と一緒に地産地消

6月18日須坂東部保育園の園児45名と長野県農村生活マイスター上高井支部（一歩一歩の会）の皆さんが玉ネギ、大根、大豆、枝豆、ジャガイモの種まきを行い、8月には収穫と保育園でのカレーパーティーがありました。

この活動は食物と命の大切さを保育園児と一緒に考え、収穫した野菜を保育園に食材として提供していく、地産地消を目的としています。

農村生活マイスター5名の皆さんからは「玉ネギやジャガイモを掘り、目を輝かせて収穫している子供たちを見ていると、草とりなどの苦労も吹っ飛び、園児と一緒に楽しく作業ができました。このような活動を多くの皆さんに知ってもらい、広がっていけば素晴らしいと思います」と感想がありました。

耕作放棄地解消に向けスタート

耕作放棄地対策協議会設立総会を開催

8月4日須坂市耕作放棄地対策協議会設立総会が須坂市消防本部において行われました。総会ではJA須高、土地改良区、長野農業改良普及センター、北信農業共済組合、農業委員など24名が出席し、農地の有効利用、地域農業の活性化を推進するため、須坂市耕作放棄地対策協議会を立ち上げました。＝写真

会長には小林直久須坂市農業委員会長、副会長には藤澤洋須高農業協同組合長と北澤正啓日滝原土地改良区理事長を選出しました。協議会は耕作放棄地の所有者と引受手の間に入り、荒廃状況調査や調整を行い、耕作放棄地の解消に向けた取組が始まります。

三木正夫市長は「大変重要な協議会であり、利益があがる農業再生のため、どうして行けばいいのか、地域農業発展のためご尽力いただきたい」とあいさつがありました。

農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？

国が支える。安心が大きくなる
担い手積立年金
農業者年金

老後生活は、こんなに長い！

65歳からの平均余命は・・・

老後生活は、こんなにお金がかかる！

夫婦2人の場合

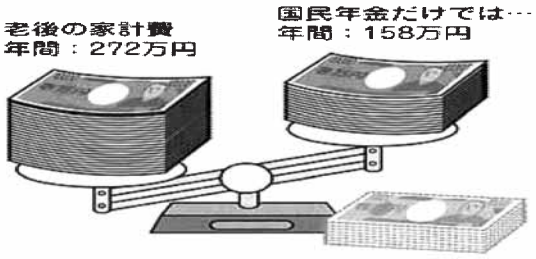

年間：114万円（1か月あたり約10万円）不足

農業者年金は老後生活をがっちりサポート

農業者年金のメリット

- ●少子・高齢時代に強い積立方式の年金！
- ●終身年金で80歳までの保証付き！
- ●支払った保険料は全額社会保険料控除！
- ●手厚い政策支援！保険料に国庫補助も

～農業者の方なら広くご加入いただけます～

公的年金ならではの税制上の優遇措置

一定の要件を満たす方に月額最高1万円、通算すると最大で216万円

保険料支払いによる節税効果の試算（所得税・住民税）

税率	保険料の額が 月額2万円（年額24万円）の場合	月額5万円（年額60万円）の場合	月額6.7万円（年額80.4万円）の場合
15%の場合	36,000円	90,000円	120,600円
20%の場合	48,000円	120,000円	160,800円
30%の場合	72,000円	180,000円	241,200円

●各欄の金額が節税効果で、保険料支払い後も適用される税率に変動がないものとして試算しています。

農業者年金の試算額

加入年齢	納付期間	性別	試算額 保険料2万円	試算額 保険料3万円
20歳	40年	男性	91万円	136万円
		女性	79万円	118万円
30歳	30年	男性	60万円	90万円
		女性	52万円	78万円
40歳	20年	男性	35万円	53万円
		女性	31万円	46万円
50歳	10年	男性	16万円	23万円
		女性	14万円	20万円

※この試算は、65歳までの付利利率が2.30%、65歳以降の予定利率が1.55%となった場合の試算です。
付利利率2.30%は農業者年金において期待される運用収益をもとに設定した率、予定利率1.55%は農林水産省告示（H21.4.1施行）により定められている率です。

老後の備えは、農業者年金で安心！

お問い合わせは須坂市農業委員会・JA須高本所にお尋ねください。
須坂市農業委員会　TEL 026－245－1400（内3772）
JA須高本所　TEL 026－245－1300

農業振興に伴う補助金を紹介します

①遊休農地解消対策事業

【目的】
市内の遊休農地を解消し、活きた農地に復活させる。

【対象経費】
遊休農地を解消するための対策事業の実施に必要な経費（交付年度を含め、3年以上耕作をし、利用権設定又は所有権移転を行うもので、対象経費は委託料、使用料、賃借料、種苗購入費、資材費、燃料費、及び土地改良に係る費用）

【補助額】
同一農地一回限りとし、対象経費の合計額は、10アール当たり10万円を限度とするただし、作付けを必須条件とする。

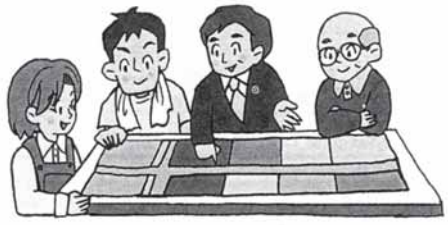

②新規就農者支援事業

【目的】
新規就農者の技術習得を支援し、農業の担い手を確保する。

【対象経費】
新たに農業に従事しようとする方又は従事して3年以内の方（家業の農家を継承する者を除く）で、今後5年以上継続して耕作しようとする方が次に掲げる研修等を受けるために必要な経費（報償費、光熱水費、役務費、使用料及び賃借料、原材料並びに備品購入費）
ただし、補助金交付後は認定農業者の指定を受けることが条件です。
(1)異業種から参入する新規就農者が、先進農家、農業研修機関等で受ける研修
(2)新規就農に必要な機械、器具の購入

【補助額】
研修期間は2年以内とし、1経営体当たり月10万円以内の額。対象経費の2分の1以内の額。ただし、1経営体当たり20万円を限度とし、1回限りとする。

■問い合わせ先は市農林課まで☎（026）248－9004

農地転用には許可・届出が必要です

【農地転用とは】

農地を住宅、工場等の建物敷地にしたり、駐車場や資材置き場など農地以外の用途に変更することです。

一時的な資材置き場や残土などによる埋立て、砂利採取場も許可が必要となります。

【許可を受けないで転用した場合は】

農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復等の命令、罰則が適用される場合があります。

農地の所有権移転登記申請には、「農地法の許可を証する情報」を添付しなければ受理されませんので、農地法の許可を受けていなければ所有権移転登記ができないことになっています。

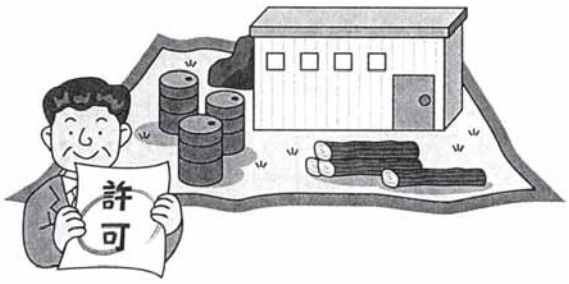

須坂の果物が大好評

姉妹都市（三浦市）で農産物を販売

10月25日に姉妹都市である神奈川県三浦市で開催された「三崎港町まつり」に農地対策部会が参加し、農産物（リンゴ、梨、ブドウ、米）の販売を行ってきました。

前日の24日には、三浦市農業委員会の正副会長、部会長の皆様との意見交換会も行いました。当日の会場は魚市場でとても広く、開店前から須坂の果物を求めて大勢の皆様が並び、部会員は汗だくになりながら、うれしい忙しさの内に完売となりました。

須坂の果物の人気に、あらためて感心をさせられ、これからの果物作りに意欲が沸いてくる機会となりました。

お悔やみ

冨沢光男農業委員（野辺町）が去る8月28日ご逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

農業委員会委員選挙人名簿登載申請について

農業委員会委員選挙人名簿は「農業委員会等に関する法律」により、有権者からの申請に基づいて審査、名簿登載する制度となっております。

申請がない場合は、選挙権が認められませんのでご留意願います。該当する方は次のとおりです。

①平成2年4月1日までに出生した方

②平成22年1月1日現在、須坂市に住所を有する方

③10アール以上の農地を耕作している方及びその同居の親族又はその配偶者の方で年間60日以上耕作に従事している方

■登録方法

農家組合を通じて12月中に配布する申請書に記入し、農家組合を通して農業委員会へ提出をお願いします。

■提出期限（厳守）

平成22年1月8日（金）

（土・日曜日・祝日は市役所宿直室まで）

■問い合わせ先

須坂市農業委員会事務局

☎市役所（026）245―1400（内線）3772

全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は昭和27年の創刊以来、多くの農業者や関係者に愛読されている農業総合専門誌です。

全国の農業情勢だけではなく、地域農業の話題など、家族の皆様でも楽しんでいただける情報が掲載されています。（購読希望者は農業委員または農業委員会事務局までご連絡ください）

○購読料　月600円

○発　行　毎週金曜日

編集後記

改選されてから1年以上が過ぎ、第60号が3回目の編集となりました。

情報委員会では、農家の皆さんに役立つ「たより」にしていこうと考えており、今号では農業振興に伴う補助金2件等を紹介しております。

これからも、役立つ情報をお知らせできるよう心がけてまいりますので、よろしくお願いします。

情報委員会（編集委員）

委員長　篠塚　久義

委　員　太田　稔

〃　田子　茂幸

〃　村上　和夫

〃　越　吉廣